

5 循第 285 号
令和 5 年 8 月 18 日

一般社団法人えひめ産業資源循環協会
会 長 西 山 周 様

愛媛県県民環境部長

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令の施行に伴う産業廃棄物処理業許可申請等における重複書類の省略について
(通知)

日頃から本県の環境行政の推進に格別の御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

このことについて、令和 5 年 7 月 27 日付け環循適発第 2307271 号及び環循規発第 2307273 号にて、環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課長及び廃棄物規制課長から、別添のとおり通知がありましたので、お知らせします。

また、改正省令が施行される令和 5 年 9 月 16 日以降は、事業者が同時に二以上の申請又は届出をする際に、重複書類省略の申立書を提出することで、重複する書類の添付を省略することができる運用としますので、内容を御承知の上、貴協会会員への周知に御協力をお願いします。

【担当】

愛媛県県民環境部環境局
循環型社会推進課
産業廃棄物係 小池・岡
TEL 089-912-2358
Fax 089-912-2354